

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日
に当り
その日は
休むこと
を要す)

目次

◇告示 保険医の登録

結核予防法による医療機関の指定
解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の適否の決定

国有財産の用途廃止

過疎地域対策緊急措置法に基づく町道の改築に関する工
事の実施

過疎地域対策緊急措置法に基づく町村道の改築に関する
工事の完了

◇正誤 鳥取県会計規則の一部を改正する規則中訂正

告示

鳥取県告示第五百十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局
の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政
令第八十七号)第九条の規定により告示する。
昭和五十年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
高見 政美	鳥医第一、九五七号	昭和五十年五月二十六日

鳥取県告示第五百十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に
基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和
二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和五十年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十年五月十五日	川人 回生堂薬局	米子市茶町二二
昭和五十年五月二十日	有限会社本町薬局	境港市本町一四一
昭和五十年五月二十日	米 子 薬 局	米子市茶町六五
昭和五十年五月二十六日	有限会社山田薬局	米子市道笑町一丁目八

昭和五十年五月二十六日	今 井 薬 局	境港市佐妻神町一六二
昭和五十年五月二十六日	福 島 薬 局	境港市中町九三
昭和五十年五月二十六日	有限会社貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九
昭和五十年五月二十六日	有限会社景山薬局	境港市本町二
昭和五十年五月二十六日	有限会社対山堂薬局	境港市本町三〇

鳥取県告示第五百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字野字西又一 一九六三の一六
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を昭和五十年六月三日認可した

ので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十六号

昭和五十年四月三十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（高住地区農地開発）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年六月十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年六月十日から用途廃止し

た。

昭和五十年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	鳥取市津ノ井字内砂田二六九番一地先
(平方メートル)	二三・九二
用途	水路敷

鳥取県告示第五百十八号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり行うので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第四百四号）第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
江府町道 柿原線	日野郡江府町大字柿原字上屋敷七七 三番の一から同町大字柿原字東谷八 六〇番の二まで	改築	昭和五十年六月十一日
日南町道 大原線	日野郡日南町下石見字下モ松本道上 エ三二番の五から同町下石見字山 ノ神下タ三五三番まで	改築	昭和五十年六月十一日

鳥取県告示第五百十九号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を次のとおり完了するので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第四百四号）第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
八東町道 丹比縦貫線	八頭郡八東町大字妻鹿野字上川河原 四番から同町大字妻鹿野字財尾三八 番まで	改築	昭和五十年六月十一日
佐治村道 高山線	八頭郡佐治村大字福園字林立イカリ 一五番から同村大字福園字中島一五 六番まで	改築	昭和五十年六月十一日
鹿野町道 上町小畑線	気高郡鹿野町大字鹿野上町南裏一〇 二三番の三から同町大字鹿野字谷川 七三二番の四まで	改築	昭和五十年六月十一日
江府町道	日野郡江府町大字柿原字猪子穴九三		

正 誤

日南町道 大原線	日野町別所字大フケ二二〇番 の二から同町別所字山口道ノ下タニ 七一番まで	日野町別所字大フケ二二〇番 の二から同町別所字山口道ノ下タニ 七一番まで	日野町別所字大フケ二二 八番の一から同町別所字大フケ二二 八番まで	柿原線 二番の二から同町大字吉原字西成一 三九八番の一まで
日野郡日南町下石見字一の渡り尻り 三六〇番の七から同町花口字多郎園 田一九六二番の一まで	日野郡日野町別所字オノ峠八五〇番 の一から同町別所字本谷二二七八番 の六四まで	日野郡日野町別所字オノ峠八五〇番 の一から同町別所字本谷二二七八番 の六四まで	日野郡日野町別所字大フケ二二 八番の一から同町別所字大フケ二二 八番まで	二番の二から同町大字吉原字西成一 三九八番の一まで
改築	改築	改築	改築	改築
昭和五十年六月十一日	昭和五十年六月十一日	昭和五十年六月十一日	昭和五十年六月十一日	昭和五十年六月十一日

鳥取県会計規則の一部を改正する規則（昭和五十年五月鳥取県規則第三十八号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

四 上 一 出納取扱店（知事が定めるものに限る。） 出納取扱店

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】